



人が未来-Next Technology Frontier®

Alps 株式会社アルプス技研

2025年3月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 今 村 篤
(コード番号:4641 東証プライム)
問 合 せ 先 業 務 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 菊 池 久 基
(TEL. 042-774-3333)

業務執行役員向け譲渡制限付株式付与制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）において、業務執行役員向け譲渡制限付株式付与制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社は、企業価値の持続的向上にむけ、幹部社員が株主との価値共有を一層進めることを目的として、一定の条件を満たす業務執行役員（以下、「対象社員」といいます。）に本制度の導入を決定いたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、対象社員に対し、譲渡制限付株式を交付するための金銭債権を付与し、当該金銭債権の全部を出資財産として当社に現物出資させることにより、対象社員へ当社普通株式を発行又は処分し、保有させるものです。また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象社員との間において、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、本割当契約により交付された株式（以下「本株式」といいます。）について、本割当契約に定める一定期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）中、自由に譲渡、担保の設定その他の処分をすることができないものとし、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償で取得するものいたします。本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象社員が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

今回、本制度に基づき対象社員に対して当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、15,000株以内の予定とし、その発行又は処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、対象社員にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。具体的な付与の時期、付与金額、発行株式数、その他の本制度の具体的な内容については、今後の当社取締役会において決定いたします。

以上